

武蔵野市のコミュニティ施策

1 武蔵野市の概況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

全人口	144,606 人 (うち、外国人住民数 2,873 人)	男性 : 69,290 人・女性 : 75,316 人
高齢者人口	65 歳以上人口	31,806 人 (高齢化率 21.99%)
世帯数	75,768 世帯	
地理的条件	東西 6.4 k m, 南北 3.1 k m, 面積 10.98 k m ² (JR 中央線 : 吉祥寺・三鷹・武蔵境)	
予算規模 (一般会計)	29 年度 : 635 億 4800 万円	

2 コミュニティセンターとは何か

● コミセンとは

- ・公設民営の多目的・多世代交流施設
- ・コミュニティづくりの拠点として設置
- ・建設段階の用地取得・設計から完成後の管理運営までを一貫して市民（地域住民）参加により行う。

● 経 緯

- ・昭和 46 年 コミュニティ構想（第 1 期長期計画）
- ・昭和 48 年 自治省モデルコミュニティ地区に中央西（現：西久保）が指定
- ・昭和 51 年 第 1 号館（境南）が開館 → 平成 4 年までに分館を含めて 19 館設置
- ・昭和 51 年 コミュニティセンター条例を制定 → 平成 14 年にコミュニティ条例を制定
- ・平成 17 年度から指定管理者制度を導入

3 コミュニティセンター一覧

コミュニティ協議会が管理するコミュニティセンター 19 館

コミュニティセンター	管理者	位置
境南コミュニティセンター	境南コミュニティ協議会	境南町 3 丁目 22 番 9 号
西久保コミュニティセンター	西久保コミュニティ協議会	西久保 1 丁目 23 番 7 号
吉祥寺東コミュニティセンター	吉祥寺東コミュニティ協議会	吉祥寺東町 1 丁目 12 番 6 号
中央コミュニティセンター 中町集会所	中央コミュニティ協議会	中町 1 丁目 28 番 5 号
吉祥寺北コミュニティセンター	吉祥寺北コミュニティ協議会	吉祥寺北町 1 丁目 22 番 10 号

本町コミュニティセンター	本町コミュニティセンター協議会	吉祥寺本町1丁目22番2号
八幡町コミュニティセンター	八幡町コミュニティ協議会	八幡町4丁目10番7号
関前コミュニティセンター	関前コミュニティ協議会	関前2丁目26番10号
御殿山コミュニティセンター	御殿山コミュニティ協議会	御殿山1丁目5番11号
中央コミュニティセンター	中央コミュニティ協議会	中町3丁目5番17号
桜堤コミュニティセンター	桜堤コミュニティ協議会	桜堤3丁目3番11号
吉祥寺南町コミュニティセンター	吉祥寺南町コミュニティ協議会	吉祥寺南町3丁目13番1号
緑町コミュニティセンター	緑町コミュニティ協議会	緑町3丁目1番17号
西部コミュニティセンター	西部コミュニティ協議会	境5丁目6番20号
吉祥寺西コミュニティセンター	吉祥寺西コミュニティ協議会	吉祥寺本町3丁目20番17号
けやきコミュニティセンター	けやきコミュニティ協議会	吉祥寺北町5丁目6番19号
本宿コミュニティセンター	本宿コミュニティ協議会	吉祥寺東町3丁目25番2号
吉祥寺西コミュニティセンター分館	吉祥寺西コミュニティ協議会	吉祥寺本町4丁目10番7号
関前コミュニティセンター分館	関前コミュニティ協議会	関前3丁目16番6号

4 武蔵野市におけるコミュニティづくりの歴史

年月	市の動き	解説
昭和22年(1947)	町内会制度の廃止	GHQ ポツダム政令15号
昭和46年(1971)	第1期武蔵野市長期計画の中で「武蔵野市コミュニティ構想」が提起される	「コミュニティは新しいふるさと武蔵野市の基礎単位」(当初8地区構想)
昭和48年(1973)2月 ～50年(1975)2月	第1期武蔵野市コミュニティ市民委員会	市民参加で具体的な推進方策、コミュニティ施設整備を協議。昭和49年2月に「武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針」を市に提出(8地区→11地区に変更)。
昭和48年(1973)	自治省(当時)のモデルコミュニティ地区に「中央西コミュニティ地区」(現西久保コミュニティ地区)が指定される	西久保コミュニティセンターの公共用地先行取得事業として、3億2600万円の起債が許可される。
昭和50年(1975)9月 ～52年(1977)9月	第2期武蔵野市コミュニティ市民委員会	コミュニティセンター条例・規則・管理運営要綱を検討。
昭和51年(1976)7月	コミュニティセンター条例(旧条例)を制定	コミュニティセンターの基本理念を盛り込み、管理運営を市の直営ではなく地域の公共的団体に委託し、運営経費について市が補助するものとした。
昭和51年(1976)7月	第1号館「境南コミュニティセンター」オープン	昭和49年以降、市民会議・建設推進委員会などにより市民自らが建設計画を策定。昭和51年2月にセンター受託団体として「境南コミュニティ協議会管理運営委員会」を発足させた(2年間で住民集会73回を開催。10日に1回のペースで会合を開催したこととなる)。

昭和 52 年(1977) 1 月	第 2 号館「西久保コミュニティセンター」オープン	昭和 49 年 11 月に西久保地区集会所住民代表者会議、昭和 50 年 2 月センター建設促進委員会発足、落成まで延べ 78 回の会合。
昭和 53 年(1978) 4 月	「中町集会所」オープン 「吉祥寺東コミュニティセンター」オープン	
昭和 54 年(1979) 3 月	武蔵野市コミュニティ研究連絡会が発足	毎月各コミュニティ協議会代表によって、共通課題の協議と情報交換を実施。
昭和 54 年(1979) 6 月	「吉祥寺北コミュニティセンター」オープン 「本町コミュニティセンター」オープン	
昭和 55 年(1980) 5 月	「八幡町コミュニティセンター」オープン	
昭和 56 年(1981) 5 月	「関前コミュニティセンター」オープン	
昭和 57 年(1982) 2 月	「御殿山コミュニティセンター」オープン 「中央コミュニティセンター」オープン	
昭和 57 年(1982) 3 月	「桜堤コミュニティセンター」オープン	
昭和 57 年(1982) 9 月 ～59 年(1984) 9 月	第 3 期武蔵野市コミュニティ市民委員会	「地域の拠点としてのコミュニティセンターのあり方」、設置基準・運営基準・利用基準に関する現状と提言。
昭和 58 年(1983) 3 月	「吉祥寺南町コミュニティセンター」オープン	
昭和 61 年(1986) 10 月	「緑町コミュニティセンター」オープン	
昭和 61 年(1986) 12 月	「武蔵野中央公園北ホール」オープン	富士重工業(株)が設置したコミュニティ施設。八幡町コミュニティ協議会と富士重工と市の共同運営。
昭和 62 年(1987) 4 月	「西部コミュニティセンター」オープン	
昭和 63 年(1988) 10 月 ～平成 2 年(1990) 11 月	第 4 期武蔵野市コミュニティ市民委員会	コミュニティセンター17 館体制(分館など除く)で建設計画は完了。管理運営方針(閉館日の縮小・開館時間の延長)、活性化のための特別事業補助金の新設などを提言。
平成元年(1989) 2 月	「吉祥寺西コミュニティセンター」オープン	
平成元年(1989) 12 月	「けやきコミュニティセンター」オープン	
平成 4 年(1992) 2 月	「本宿コミュニティセンター」オープン	
平成 4 年(1992) 3 月	「吉祥寺西分館」オープン 「関前分館」オープン	現在のコミュニティセンター19 館＋北ホールの 20 館体制を確立。
平成 11 年(1999) 5 月 ～12 年(2000) 7 月	第 5 期武蔵野市コミュニティ市民委員会	新世紀の成熟した社会におけるコミュニティづくり、コミュニティ市民条例(仮称)の制定を提言。

平成 14 年(2002) 4 月	武蔵野市コミュニティ条例を施行	第 5 期武蔵野市コミュニティ市民委員会の提言に基づき、従来のコミュニティセンター条例を廃止し、新たにコミュニティ条例を制定。
平成 15 年(2003) 3 月	第一期コミュニティ評価委員会を設置	コミュニティ条例に基づく評価事業開始。
平成 16 年(2004) 9 月	第二期コミュニティ評価委員会を設置	第一期評価を踏まえた評価活動。
平成 16 年(2004) 12 月	武蔵野市コミュニティ条例の一部改正	指定管理者制度移行へ向けた条例改正。
平成 17 年(2005) 4 月	指定管理者制度へ移行	
平成 20 年(2008) 8 月 ～22 年(2010) 1 月	第 6 期武蔵野市コミュニティ市民委員会	コミュニティ協議会の活動に重点を置きながら、人と人とのつながりを強め、地域の力を高めるために、いま求められていることについて提言。
平成 22 年(2010) 10 月	第三期コミュニティ評価委員会を設置	第 1 期、第 2 期を踏まえた評価活動
平成 24 年(2012) 12 月	「八幡町コミュニティセンター」移転オープン	北ホールの共同運営を解消(市とスバル興産、富士重工業の 3 者共同運営に。)
平成 25 年(2013) 3 月	「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書	
平成 25 年(2013) 9 月 ～26 年(2014) 11 月	「これからの地域コミュニティ検討委員会」設置	
平成 26 年(2014) 11 月	これからの地域コミュニティ検討委員会 提言「未来を担う『これからのコミュニティ』を目指して」	

5 武蔵野市のコミュニティ構想

昭和 46 年 2 月に武蔵野市第一期長期計画を策定したが、この基本構想のひとつとして「コミュニティ構想」が策定された。

- コミュニティ構想に基づいて、コミュニティセンターの建設を土地の選定から設計まで市民参加によって行い、さらにセンターの管理運営も地域住民で組織する公共的団体に委ねるというコミュニティづくりの取り組みが行われている。
- 昭和 56 年に策定された武蔵野第二期長期計画で、「住民による『自主参加・自主企画・自主運営』をコミュニティの基本原則とすること」（「自主 3 原則」）を確立し、平成 14 年 4 月施行の「武蔵野市コミュニティ条例」に明文化した。（「武蔵野市コミュニティ条例」参照）

6 武蔵野市のコミュニティづくりの特徴

- 武蔵野市では、コミュニティセンターという公共施設をボランティア市民（コミュニティ協議会）が「自主3原則」に基づいて運営し、行政は協議会の要望に基づいて活動費やコミュニティセンターの管理運営費を出す「公設民営」方式をとってきた。
- 市内に16あるコミュニティ協議会が、コミュニティセンターという「場」の管理運営を担うことによって、センターの管理運営のノウハウを蓄積するとともに、そこを「拠点」として地域の絆やネットワーク、地域課題を解決する力を育成することを通じて、「市民の手によるコミュニティづくり」を実現している。
- また、この協議会は、コミュニティづくりのための補助金を市から交付されながらも、「自主3原則」によって行政の支配を受けない自由なコミュニティづくりの活動を保証されている。
- つまり、「市民が主体」で「行政は支援」という形でのパートナーシップによるコミュニティづくりの推進が武蔵野市の大きな特徴となっている。

7 コミュニティ協議会について

- 昭和48（1973）年～昭和50（1975）年の第1期コミュニティ市民委員会において、全市的展望に立って、11のコミュニティ地区を想定し（当時）、「武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針」が確立され、「計画段階から管理運営にいたるすべてのコミュニティごとに市民会議がつくられ、自主的に推進し、市は必要最小限の統一的基準などを条例によって定めるにとどめる」と確認された。
- その後、コミュニティ地区の一部修正が行われ、現在、16のコミュニティ協議会が存在する。
- コミュニティセンターの管理運営を委託することができるコミュニティ協議会については、コミュニティ条例（平成14年4月施行）で規定された。
- さらに、平成17年4月からの指定管理者制度移行に伴う、平成17年3月のコミュニティ条例の改正により、指定管理者としての要件（第9条）と指定管理者が行う業務（第9条の2）等を明文化した。

（指定管理者による管理）

第9条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、コミュニティづくりを目的とする非営利団体であって次の各号の要件を満たす者（以下「公共的団体」という。）であり、かつ、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）誰もが自由に参加でき、役員を民主的な手続により選出しているもの
- （2）住民総会等を開催し、住民の意思を広く反映したコミュニティづくりを行っているもの
- （3）規約、役員氏名、活動内容及び収支報告書を公開しているもの
- （4）特定の政党その他の団体又は個人を支持し、又は支持しないための政治的活動を行わないもの
- （5）宗教に関する活動を行わないもの

3 指定管理者に指定された公共的団体は、市民が自らの意思で参加し、自ら企画を立て、自ら運営するという自主三原則に基づき、コミュニティセンターを活動拠点としてコミュニティづくりを行う。

（指定管理者が行う業務）

第9条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）コミュニティセンターの使用の承認に関する業務
- （2）コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

● コミュニティ協議会の役割

- (1) 公の施設を管理する指定管理者として
- (2) コミュニティづくりの担い手として

○ 武蔵野市コミュニティ条例から

(目的)

第1条 この条例は、コミュニティづくりの基本理念及びその推進に必要な事項を定め、市民と行政の協働による快適で住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 コミュニティづくりは、市民が自己の責任において行動し、互いの立場を尊重しながら自発的に交流することを通して、開かれたネットワークをつくりあげていくことを基本理念として行うものとする。

8 コミュニティ研究連絡会による相互連絡と質の向上

- 昭和 53（1978）年に各コミュニティ協議会間の連絡組織として、「コミュニティ研究連絡会」が設立された。研究連絡会には、市内の全 16 のコミュニティ協議会の代表が参加し、毎月定例会を開催している。目的は、コミュニティに関する調査・研究ならびに協議会相互の連絡を行い、コミュニティづくりやセンターの管理運営に関する問題点などを協議することによって、相互に研鑽し、市民自治の実践に役立てることである。
- さらに、コミュニティ研究連絡会の専門部会として、現在、「コミュニティのあり方懇談会」と「広報部会」の 2 部会が設置されている（平成 27 年度以降共に休会）。

9 コミュニティセンター管理運営委託・補助金の概要（平成 29 年度予算）

	全コミュニティセンター 合 計	コミュニティ協議会 1 当たり平均	備考
管理運営委託費	104,637,000 円	約 654 万円	窓口手当・修繕費
補助金	33,477,000 円	約 209 万円	運営費・消耗品費・事業費・備品費など
合 計	138,114,000 円		

★施設改修費、光熱水費、保険料等は除く

10 各コミュニティセンターの利用状況（平成 27 年度）

セ ン タ ー 名		開 館 日 数	要予約利用施設			フリー 利用施設 施設数	総利用 人 数 (概数)※1	規 模 (延床面積 ㎡)	休館日	設立 年月日
			施設数	利用件数	利用人数					
1	境 南	326	9	2,772	30,999	5	73,931	大(1,633)	第1,3,5金	S51. 7.18
2	西 久 保	255	10	4,130	55,954	4	67,025	大(1,434)	第3月	S52. 1.22
3	中 央	305	8	4,346	56,476	2	92,214	大(1,358)	水	S57. 2. 6
4	中町集会所	305	3	1,624	14,612	—	14,612	小(205)	水	S53. 4. 5
5	吉 祥 寺 東	346	3	2,493	21,966	1	25,927	小(260)	第4水	S53. 4.22
6	吉 祥 寺 北	307	7	1,753	20,719	4	64,901	大(1,403)	月	S54. 6. 1
7	本 町	306	5	2,481	35,139	1	50,884	中(507)	日	S54. 6.16

8	八幡町	308	6	2,094	18,852	2	36,201	中(554)	火	H24.12.1
9	関前	302	5	2,357	18,639	3	45,951	中(783)	木	S56.5.11
10	関前分館	302	3	459	3,959	—	3,959	小(153)	木	H4.3.26
11	御殿山	306	4	1,753	16,141	3	29,477	中(602)	月	S57.2.4
12	桜堤	308	4	1,193	13,562	2	21,079	小(353)	火	S57.3.27
13	吉祥寺南町	329	8	5,321	39,194	6	104,286	大(1,482)	第2,4,5水	S58.3.28
14	緑町	306	5	2,001	12,269	3	36,548	中(544)	月	S61.10.18
15	西部	304	12	3,699	30,144	3	65,757	大(1,500)	水	S62.4.18
16	吉祥寺西	306	6	2,544	20,155	4	38,575	中(912)	木	H元.2.18
17	吉祥寺西分館	306	1	429	5,002	—	5,002	小(82)	木	H4.3.25
18	けやき	306	7	2,736	24,336	3	47,355	中(576)	水	H元.12.16
19	本宿	301	6	2,302	32,993	3	49,688	中(720)	木	H4.2.15
20	北ホール ※2	307	3	910	11,267	1	11,281	(770)	月	S61.12.15
延べ利用件数・人数				47,397	482,378		884,653			

※1総利用人数は要予約利用施設とフリー利用施設の利用人数の合計で概数。

※2 北ホールは 富士重工業(株)、スバル興産(株)、市の共同運営。1階会議室について、H27.4月より社会福祉法人が運営する放課後等デイサービスに転用。

11 「これからのコミュニティ」の核として

●「地域フォーラム」⇒ これからの地域コミュニティの基盤

＊多様なやり方で「地域フォーラム」へ向けた足がかりをつかんでいく。

＊市民活動推進課職員が提案や相談に応じていく ＝ コーディネート役として

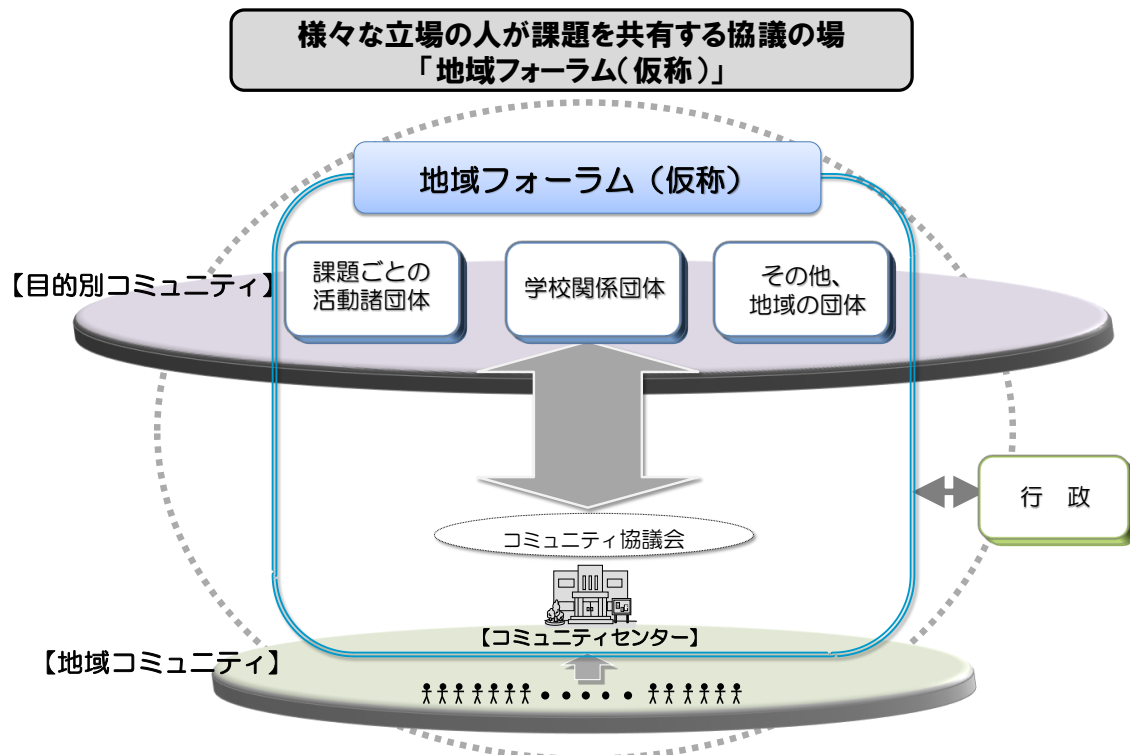
【事例】別冊「みんなでやってみよう！地域フォーラムー地域フォーラム実践集」

【これからのコミュニティ検討委員会提言（平成26年11月）】

本委員会ではコミュニティの抱える課題に取り組んでいけるような「これからのコミュニティ」を実現していくために、「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」を地域ごとに設けることを提言します。

「協議の場＝地域フォーラム（仮称）」とは、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について話し合うことができる場です。そこには、コミュニティ協議会や多様な活動団体、個人、さらには必要に応じて行政も、互いに「対等の立場」で参加することをイメージしています。

【「これからのコミュニティ」のイメージ】



注) 図中の団体について

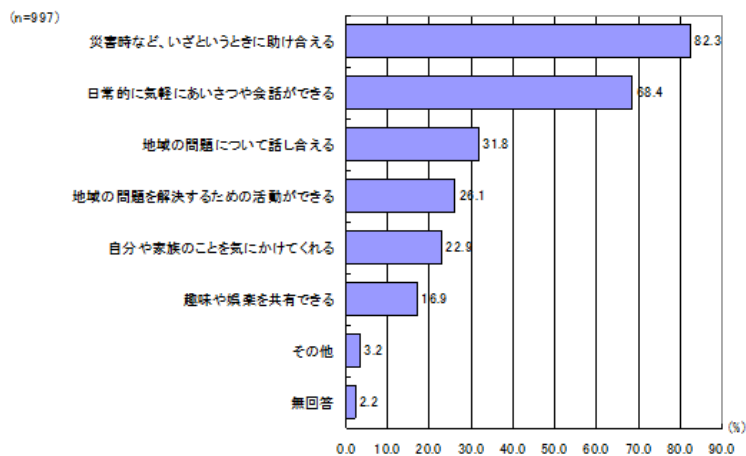
- 課題ごとの活動諸団体：防災活動団体、福祉活動団体、老人クラブ、NPOなど
- 学校関係団体：学校、幼稚園・保育園、PTA、青少協など
- その他、地域の団体：企業、商店会、町内会・自治会など

● 今後の展開に向けて

- 市民が気軽に集えるコミセンづくりを（サロン機能の充実・施設予約の仕組み）
- 多世代からの参加による担い手の確保を（積極的な広報・人材の掘り起し）
- コミセンからコミュニティの窓口へ（地域情報の発信・地域活動の拠点）

【これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査（平成25年3月）】

○コミュニティに求める役割



○コミュニティセンターに求める役割・機能

